

日本学術会議における統計学分野の参照基準の 検討状況について

千葉大学・大学入試センター 田栗 正章
東京大学・滋賀大学 竹村 彰通

1. はじめに

平成 20 年 12 月の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」を受けて、平成 21 年 1 月に日本学術会議に質保証枠組み検討分科会が設置され、大学教育の分野別質保証の検討が開始された。平成 22 年 7 月に「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」が文部科学省に提出され、それに基づいて分野別の審議が行われ、現在までに 18 の分野において参照基準が公表されている。

統計学分野については、当初参照基準を作成するとされていた 30 の分野には含まれていなかったが、その後の関係者の努力により、平成 26 年 12 月に数理科学委員会の中に統計学分野の参照基準検討分科会が設置された。昨年来、検討が行われているが、完成に近づいてきたので、以下にその概要等を報告する。

2. 統計学分野の参照基準の目的・内容

上記の学術会議回答によれば、「参照基準作成の目的は、個別の専門分野に関わる学士課程教育において、その不可欠の核となるべき、容易に陳腐化することのない、最も“本質的な意義”（学ぶことの本質的な意義）のみを同定し共有するという点に求められるべきであり、具体的な教育課程の編成上、それにどのように肉付けを行うかは、基本的に各大学の創意工夫に委ねられるべきである」とされている。このため、参照基準は現状を追認するものではなく、将来の学問の教育としてどうあるべきかについての基本的な考え方を言語化するものとなっている必要がある。これにより、「参照基準によれば、教育課程編成に関する基本理念を明らかにする事が可能になる」と考えられる。

検討中の参照基準の章立ては、(1) はじめに、(2) 統計学の定義、(3) 統計学に固有の特性、(4) 統計学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養、(5) 学修方法及び学修成果の評価方法に関する基本的な考え方、(6) 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり、(7) 生涯教育としての統計学教育体系、である。具体的な記述内容については、当日報告する。

3. 日本学術会議と大学連携ネットワーク質保証委員会で作成した参照基準の関係

日本学術会議の分科会で作成予定の参照基準と、大学連携ネットワークの質保証委員会で改訂した「統計学の各分野における教育課程編成上の参照基準」との関係については、学術会議の基準は、理念・特性・将来のあるべき姿等々の抽象的・包括的な内容とし（上記 2 項参照）、それを各分野で実践するための具体的な内容を質保証委員会の改訂版で記述するとの切り分けを行う。目的の異なる、これら 2 種類の参照基準を作成することにより、適切な体系性と構造を持つ、学士課程段階における統計学分野の教育課程の構築が可能になると考える。